

## 高市政権が狙う「スパイ防止法」

### 関連法制の今後の動向と危険性

弁護士 中谷雄二

通常国会でほとんど議論なしに国家情報会議設置法が成立し、自民党と維新が連立合意で約束していた、「スパイ防止法」関連法制の一部が実現した。引き続き、2027 年度末までに外国代理人登録法、スパイ防止基本法、対外情報庁、情報要員養成機関等の設立が目指されている。

この夏にも有識者会議でこれらについて議論して、その報告書に基づき来年の通常国会で、外国代理人登録法・スパイ防止基本法を提案する予定とされている。

この有識者会議の方向を決めるために、自民党のインテリジェンス戦略本部(本部長・小林鷹之政調会長)が提言を出す。時事通信の報道では、近く提出する第 2 次提言で、(1)外国勢力の干渉抑止(2)情報収集能力の強化(3)民主的統制が柱とされるという。外国勢力の干渉抑止はスパイ摘発などを目的とする「外国干渉防止法」、外国政府のためにロビー活動や影響工作を行う個人・団体に届け出を義務付ける「外国代理人登録法」の制定を米英などの事例を参考にして検討し、情報収集力の強化に向け、「対外情報庁」創設に関する法整備を政府に要請する。この提言の柱として、これまで、犯罪捜査に限り、裁判所の令状の必要な「司法傍受」だけが認められてきた通信傍受(盗聴)を、安全保障上の目的で行政機関が裁判所の令状なしに盗聴を認める「行政傍受」制度を導入するという。これは、憲法21条の「通信の秘密」を侵害するものである。これを、国会や第三者機関による監視強化を理由に認めようとしている。現在でも、公安警察による市民運動への監視に対して、司法はほとんど統制的機能を果たしていない。陸上自衛隊中央情報隊の対外情報部門「現地情報隊」が、学者等を対象に「愛国心」や「対自衛隊感情」といった思想信条や個人情報、組織的に調査・収集していることが新聞で報じられた。野放しの情報機関による市民監視が、第三者機関を設けても、膨大な数の盗聴を適正に監視できるとは考えられない。

しかも、「外国代理人登録法」は、ロシアがウクラ

イナ侵略を開始する前の段階で反対する市民運動や市民団体を監視弾圧するために、外国人・外国団体からの資金援助等がある団体の活動を監視透明化させるという口実で登録をさせ、それに応じない場合には重罰を科し、登録しても、活動内容を理由に団体の解散を命じたり、資産を没収するなどにより、政府に反対する市民団体や市民運動の弾圧のために使われている。

欧州諸国や米国もこれに対抗するという理由で、外国代理人登録法等が次々に制定されている。これら諸国では、市民運動・市民団体が次々に狙われ、解散に追い込まれたり、運動が消滅させられている。EU 人権裁判所は、これらの法律が EU 人権条約の結社の自由や表現の自由を侵害するという判決を出している。裁判所による違憲立法審査権が殆ど機能しない日本に外国代理人登録法が導入され、その手段として「行政傍受」が認められれば、市民の基本的人権は、強大な行政権限により押しつぶされ、人権や公的な活動に対するチェックを目指す市民運動、市民団体は監視・管理の対象とされ、政府の政策に反対する運動や団体は弾圧され、解散に追い込まれることが予想される。

自民党第 2 次提言を受けて、有識者会議ではそれにそった報告書が出され、秋の臨時国会、来年の通常国会で、「スパイ防止」の口実で、外国代理人登録法や外国干渉罪が制定され、日本版 CIA である対外情報庁とそのためのスパイ要員を養成する情報要員養成機関の成立が行われるであろう。外国人と繋がりがあれば全て「スパイ」だと思なした戦前の日本国家が再現されようとしている。党内基盤の弱い政権の頼みの綱は支持率のみである。これを阻止する鍵は、市民運動にある。多くの若者が高市政権に NO!をつきつける運動を自主的に提起するペンライト行動などは私たちに希望を抱かせる。今、反対のためにあらゆる力を結集するときである。

